資料３

地方財政と地方交付税の確立に関する提言（案）に係る図表

平成 22 年７月２日

全　国　知　事　会

（地方交付税問題小委員会）

図表１　地方のプライマリーバランスの黒字は、国を上回る歳出削減努力の結果

国は、平成 22 年度の社会保障関係費が平成 15 年度から 43.7%伸び、一般歳出も 12.4%伸ばしている。地方では、平成 22 年度の社会保障関係費が平成 15 年度から 89.7%伸びているが、一般歳出は 4.9%減となっており、社会保障関係経費の増嵩分が一般歳出等の他の歳出を圧迫している。

【地方の状況（地方財政計画ベース）】

（単位：兆円、%）

区分		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H22-H15 増減額（兆円）	H22-H15 伸率（%）
歳入歳出総額	①	86.2	84.7	83.8	83.2	83.1	83.4	82.6	82.1	▲4.1	▲4.8%
歳入 地方債	②	15.1	14.1	12.3	10.8	9.7	9.6	11.8	13.5	▲1.6	▲10.6%
歳入 地方債を除く歳入	③	71.1	70.6	71.5	72.4	73.4	73.8	70.8	68.6	▲2.5	▲3.5%
歳入 うち地方税＋地方交付税		50.2	49.2	50.2	50.8	52.6	52.9	49.0	46.4	▲3.8	▲7.6%
歳出 公債費	④	13.8	13.7	13.4	13.3	13.1	13.4	13.3	13.4	▲0.4	▲2.9%
歳出 公債費を除く歳出	⑤	72.4	71.0	70.4	69.9	70.0	70.0	69.3	68.7	▲3.7	▲5.1%
歳出 うち地方一般歳出		69.7	68.1	67.3	66.5	65.7	65.8	66.2	66.3	▲3.4	▲4.9%
歳出 社会保障関係費		6.8	7.6	8.4	9.2	10.1	10.6	11.0	12.9	+6.1	+89.7%
歳出 その他の経費		62.9	60.5	58.9	57.3	55.6	55.2	55.2	53.4	▲9.5	▲15.1%
プライマリーバランス	③－⑤	▲ 1.3	▲ 0.4	1.1	2.5	3.4	3.8	1.5	▲ 0.1	+1.2	－

※地方税＋地方交付税・・・地方税は税源移譲影響分を除く。
※地方一般歳出・・・歳出総額から公債費と企業債償還費普通会計負担分、水準超経費を除いたもの。
※社会保障関係費・・・地方財政計画における生活保護費、児童保護費、障害者自立支援給付費、老人医療給付費、後期高齢者医療給付費、介護給付費、児童手当、国民健康保険･後期高齢者医療制度関係事業費の合計。

【国の状況（当初予算ベース）】

（単位:兆円、%）

区分		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H22-H15 増減額（兆円）	H22-H15 伸率（%）
歳入歳出総額	①	81.8	82.1	82.2	79.7	82.9	83.1	88.5	92.3	+10.5	+12.8%
歳入 国債（公債金）	②	36.4	36.6	34.4	30.0	25.4	25.3	33.3	44.3	+7.9	+21.7%
歳入 国債を除く歳入	③	45.4	45.5	47.8	49.7	57.5	57.8	55.2	48.0	+2.6	+5.7%
歳入 うち国税		41.8	41.7	44.0	45.9	53.5	53.6	46.1	37.4	▲4.4	▲10.5%
歳出 国債費	④	16.8	17.6	18.4	18.8	21.0	20.2	20.2	20.6	+3.8	+22.6%
歳出 国債費を除く歳出	⑤	65.0	64.5	63.8	60.9	61.9	62.9	68.3	71.7	+6.7	+10.3%
歳出 うち国一般歳出		47.6	47.6	47.3	46.4	47.0	47.3	51.7	53.5	+5.9	+12.4%
歳出 社会保障関係費		19.0	19.8	20.4	20.6	21.1	21.8	24.8	27.3	+8.3	+43.7%
歳出 その他の経費		28.6	27.8	26.9	25.8	25.9	25.5	26.9	26.2	▲2.4	▲8.4%
プライマリーバランス	③－⑤	▲ 19.6	▲ 19.0	▲ 16.0	▲ 11.2	▲ 4.4	▲ 5.1	▲ 13.1	▲ 23.7	▲4.1	－

※国一般歳出・・・歳出総額から国債費、地方交付税交付金、地方特例交付金を除いたもの。

（H22.5　事務局作成）

【国と地方のプライマリーバランスの推移】

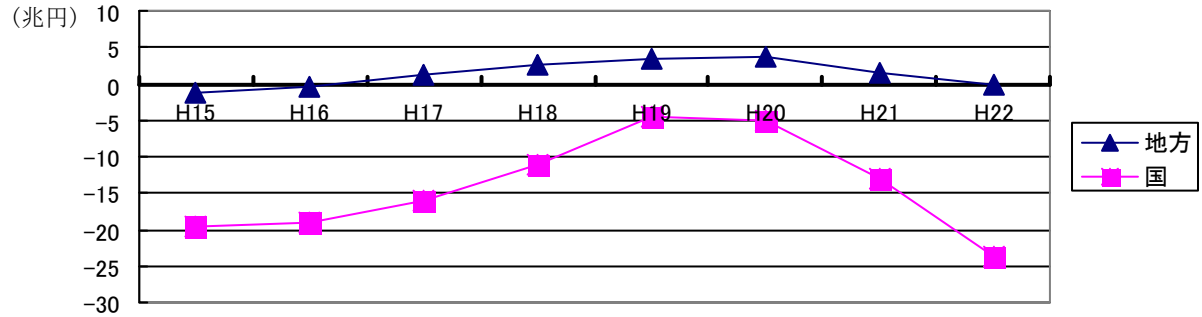

図表２　地方の行革努力

地方は、給与・人員の削減、出先機関の統廃合等様々な行革に取り組んでいる。

(1)　給与カット等歳出削減に向けた地方の取組

種　　類	団体数	カット率	実施（予定）期間	削減（見込）
給料	38	10%～1.0%	H11～23	1兆4,718億円
管理職手当	40	25%～1.5%	H10～23	
期末･勤勉手当	15	30%～2.0%	H10～23	

※　団体数は、上記実施（予定）期間において実施した団体を計上。

（H21.6　全国知事会作成）

（参考）ラスパイレス指数の推移

	平成13年	平成21年
全地方公共団体平均	100.5	98.5

（H22.4「地方公務員給与実態調査」より）

(2)　国と地方の公務員数の推移

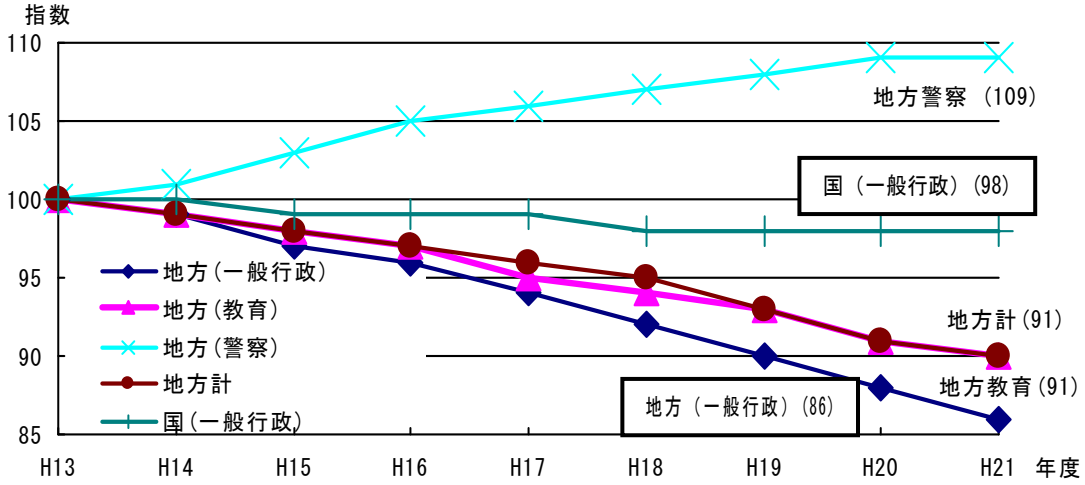

(3)　国・地方一般行政職員の比較

	H13	H21	H21－H13	H13～H21増加率
国	530,120人	518,122人	▲11,998人	▲2.3%
地　方	1,113,587人	954,775人	▲158,812人	▲14.3%

※　国家公務員については平成12年度末現在、地方公務員については平成13年４月１日現在の人数を100とした場合の指数。
※　国家公務員：総務省行政管理局「機構・定員等の審査結果」
　　地方公務員：総務省自治行政局「地方公共団体定員管理調査結果」
※　国（一般行政）、地方とも独立行政法人化による定数を除いて算定　　（H21.6　全国知事会作成）

(4)　都道府県出先機関、第三セクターの統廃合

区　　分	団体数	統廃合	備　　考
都道府県出先機関	47	937 箇所	本庁組織の再編を含む。
第三セクター	41	441 箇所	

（H21.7　全国知事会作成）

図表３　窮乏する地方財政の状況

地方税や地方交付税の原資となる国税５税の落ち込みや、公債費の高い水準での推移、社会保障関係経費の自然増等により、地方財政の財源不足額は、平成 20 年度以降急速に拡大し、平成 22 年度には 18.2 兆円（地方財政計画総額 82.1 兆円の 22.2%）に達している。

財源不足額と地方財政計画総額に対する割合の推移

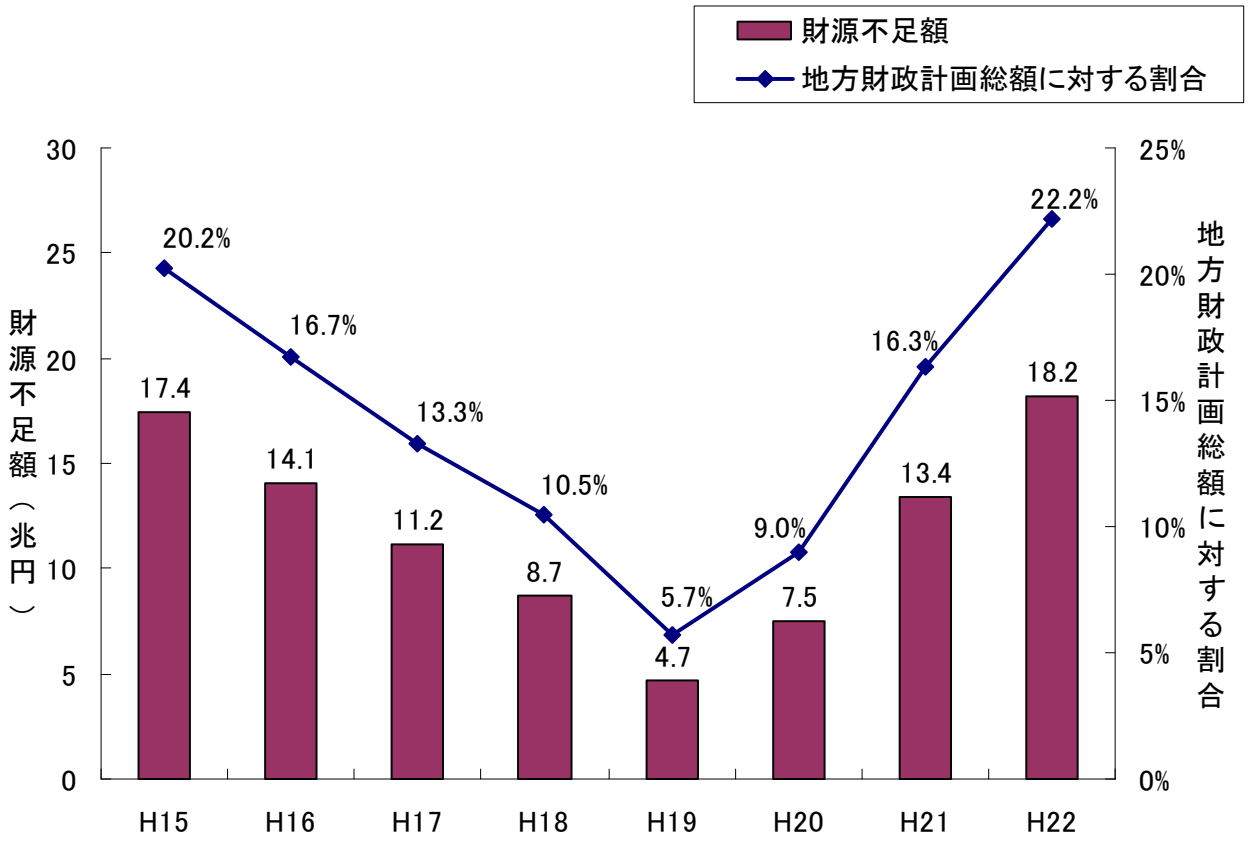

（注）財源不足額は補正後の額（H22は当初）

（H22.6　事務局作成）

図表４　歳入に高いウェイトを占める地方交付税

歳入における地方交付税の割合は、最も高い自治体で 50.9%、都道府県平均でも 33.7%、さらに、地方税よりも地方交付税額が多い自治体は 32 団体にのぼる。すべての住民に対し、福祉、教育、警察など国民生活に密着する地方が実施する分野の行政サービスの水準を確保するためには、地方交付税が不可欠となっている。

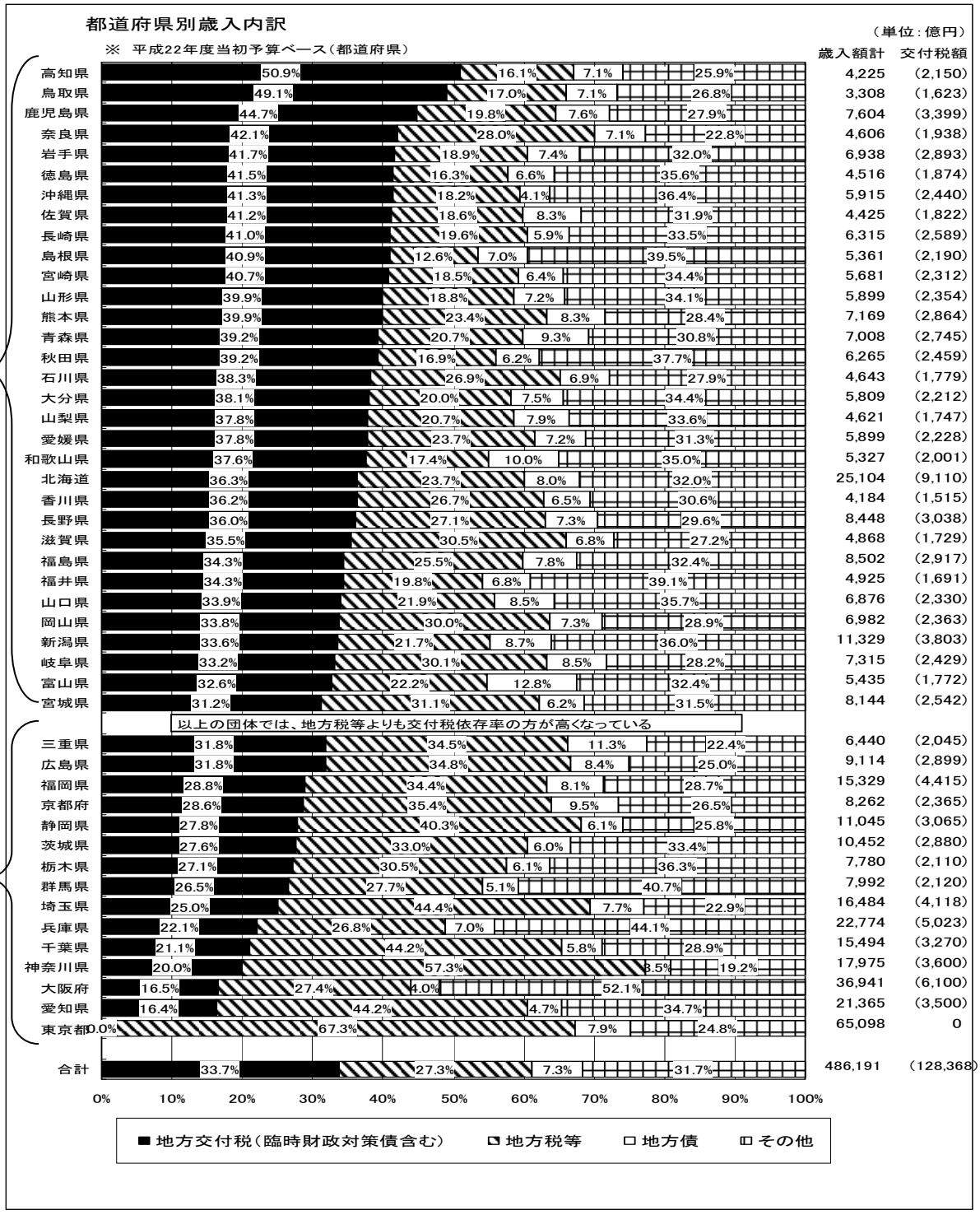

※　地方税等よりも交付税の割合が高い団体とそうでない団体に分類し、それぞれ交付税の割合の高い団体順に記載。

※　「地方税等」：地方税、地方譲与税、地方特例交付金等。「その他」：国庫支出金等。

（H22.5　事務局作成）

図表５　拡大する地域間格差　減退する交付税の格差是正機能

地方税と地方交付税等を合わせた都道府県間の歳入の格差は、平成 15 年度では平均 0.97 ポイントであったものが、平成 20 年度決算額をもとに試算したところ、格差は 0.84 ポイントと、交付税の格差是正機能が後退している。

	Ｈ１５年度		Ｈ２０年度	
	地方税	地方税 +交付税等	地方税	地方税 +交付税等
都道府県間 歳入格差 （平均）	０．５８	０．９７	０．５８	０．８４

（注）１人当たり地方税収の最多団体（東京都）を「１」として、都道府県の財政力格差を試算。

（H22.5　事務局作成）

図表５－２　地方税収等に係る地域間格差の拡大・是正状況(H15→H20)（全都道府県）

	H15		H20		H20－ H15	
	地方税	地方税＋交付税	地方税	地方税＋交付税	地方税	地方税＋交付税
					①	②
	A	B	C	D	E(C-A)	F(D-B)
北海道	0.48	1.20	0.46	1.01	▲0.02	▲0.19
青森県	0.41	1.19	0.42	1.01	+0.01	▲0.18
岩手県	0.41	1.24	0.41	1.04	+0.00	▲0.20
宮城県	0.52	0.98	0.51	0.83	▲0.01	▲0.15
秋田県	0.39	1.29	0.40	1.08	+0.01	▲0.21
山形県	0.43	1.19	0.43	1.00	+0.00	▲0.19
福島県	0.49	1.06	0.49	0.88	+0.00	▲0.18
茨城県	0.53	0.90	0.55	0.76	+0.02	▲0.14
栃木県	0.57	0.94	0.58	0.79	+0.01	▲0.15
群馬県	0.53	0.93	0.53	0.78	+0.00	▲0.15
埼玉県	0.51	0.72	0.53	0.63	+0.02	▲0.09
千葉県	0.54	0.75	0.55	0.65	+0.01	▲0.10
東京都	1.00	1.00	1.00	1.00	+0.00	+0.00
神奈川県	0.64	0.77	0.64	0.67	+0.00	▲0.10
新潟県	0.50	1.10	0.49	0.94	▲0.01	▲0.16
富山県	0.54	1.16	0.54	0.94	+0.00	▲0.22
石川県	0.55	1.16	0.56	0.97	+0.01	▲0.19
福井県	0.60	1.30	0.58	1.04	▲0.02	▲0.26
山梨県	0.52	1.24	0.54	1.03	+0.02	▲0.21
長野県	0.51	1.12	0.51	0.93	+0.00	▲0.19
岐阜県	0.52	0.99	0.52	0.83	+0.00	▲0.16
静岡県	0.62	0.87	0.61	0.74	▲0.01	▲0.13
愛知県	0.73	0.85	0.72	0.76	▲0.01	▲0.09
三重県	0.55	0.99	0.57	0.83	+0.02	▲0.16
滋賀県	0.55	1.03	0.57	0.83	+0.02	▲0.20
京都府	0.53	0.95	0.56	0.80	+0.03	▲0.15
大阪府	0.63	0.85	0.61	0.72	▲0.02	▲0.13
兵庫県	0.54	0.92	0.56	0.79	+0.02	▲0.13
奈良県	0.44	0.98	0.44	0.82	+0.00	▲0.16
和歌山県	0.44	1.18	0.46	1.01	+0.02	▲0.17
鳥取県	0.44	1.41	0.43	1.19	▲0.01	▲0.22
島根県	0.43	1.57	0.43	1.34	+0.00	▲0.23
岡山県	0.51	1.06	0.52	0.87	+0.01	▲0.19
広島県	0.55	0.98	0.57	0.84	+0.02	▲0.14
山口県	0.49	1.08	0.51	0.90	+0.02	▲0.18
徳島県	0.50	1.27	0.47	1.08	▲0.03	▲0.19
香川県	0.51	1.07	0.51	0.89	+0.00	▲0.18
愛媛県	0.43	1.06	0.46	0.90	+0.03	▲0.16
高知県	0.40	1.41	0.40	1.19	+0.00	▲0.22
福岡県	0.50	0.89	0.51	0.76	+0.01	▲0.13
佐賀県	0.43	1.18	0.45	1.01	+0.02	▲0.17
長崎県	0.38	1.13	0.39	0.98	+0.01	▲0.15
熊本県	0.40	1.06	0.41	0.89	+0.01	▲0.17
大分県	0.44	1.16	0.46	0.97	+0.02	▲0.19
宮崎県	0.38	1.16	0.41	1.00	+0.03	▲0.16
鹿児島県	0.38	1.18	0.39	1.01	+0.01	▲0.17
沖縄県	0.34	0.99	0.36	0.87	+0.02	▲0.12
計	0.58	0.97	0.58	0.84	+0.00	▲0.13
(東京都除き)	0.53	0.97	0.53	0.82	+0.00	▲0.15

※1 人当たり地方税収額の最多団体（東京都）を基準として、都道府県の財政力格差を試算（決算ベース）。
※上記数値は、都道府県ごとの人口１人当たりの税収、税収＋地方交付税の「各都道府県／東京都」の数値。（数値が小さいほど東京都との１人当たり税収等の格差が大きい。例：0.5 であれば当該道府県の１人当たり税収等が東京都の 0.5 倍であることを示す。）
※税収には、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を含む。
※Ｃ列の H20 年地方税には､H22 年度以降平年度化される法人事業税の見直しによる影響額を含めて試算。

(H22.5　事務局作成)

図表６　地方財政規模の大幅縮減と地方一般財源総額の減少

平成 22 年度の地方財政規模は、82.1 兆円で昨年度比△0.4 兆円となっている。また、実質的な地方交付税は 3.6 兆円増額されたものの、地方税（地方法人特別譲与税を含む。）が 3.2 兆円減少するなか、地方一般財源は前年度比 0.4 兆円増にとどまった。

こうした中、三位一体改革の前である平成 15 年度と比較しても、依然として地方財政規模は 4.1 兆円、地方一般財源は 2.1 兆円減額している。

（単位：兆円）

年　　度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22（H22−H21）
地財規模	86.2	84.7	83.8	83.2	83.1	83.4	82.5	82.1（▲0.4）
＜各年度－H15＞	－	▲ 1.5	▲ 2.4	▲ 3.0	▲ 3.1	▲ 2.8	▲ 3.7	▲ 4.1
地方交付税	18.0	16.9	16.9	15.9	15.2	15.4	15.8	16.9（1.1）
臨時財政対策債	5.9	4.2	3.2	2.9	2.6	2.8	5.2	7.7（2.5）
地方交付税等	**23.9**	**21.1**	**20.1**	**18.8**	**17.8**	**18.2**	**21.0**	**24.6（3.6）**
＜各年度－H15＞	－	▲ 2.8	▲ 3.8	▲ 5.1	▲ 6.1	▲ 5.7	▲ 2.9	0.7
地方税（地方法人特別譲与税含む）	32.1	31.6	31.6	31.8	37.7	37.4	33.9	30.7（▲3.2）
税源移譲分等	0.1	0.7	1.7	3.1	2.7	3.1	3.1	3.1
地方税（税源移譲分等含む）	**32.2**	**32.3**	**33.3**	**34.9**	**40.4**	**40.5**	**37.0**	**33.8（▲3.2）**
その他	2.4	3.1	3.9	5.0	1.0	1.2	1.0	1.0（0.0）
地方一般財源　計	**58.5**	**56.5**	**57.3**	**58.7**	**59.2**	**59.9**	**59.0**	**59.4（0.4）**
＜各年度－H15＞	－	▲ 2.0	▲ 1.2	0.2	0.7	1.4	0.5	0.9
地方一般財源　計（税源移譲分等除く）	**58.4**	**55.8**	**55.6**	**55.6**	**56.5**	**56.8**	**55.9**	**56.3（0.4）**
＜各年度－H15＞	－	▲ 2.6	▲ 2.8	▲ 2.8	▲ 1.9	▲ 1.6	▲ 2.5	▲ 2.1
歳出（社会保障関係費）	**6.8**	**7.6**	**8.4**	**9.2**	**10.1**	**10.6**	**11.0**	**12.9（1.9）**
＜各年度－H15＞	－	0.8	1.6	2.4	3.3	3.8	4.2	6.1

※　税源移譲分等：税源移譲関係歳入及び児童手当特例交付金（税源移譲分は、義務教育国庫負担金や児童扶養手当給付費負担金な国庫補助負担金の削減分と見合いとなるものとして税源移譲されたもの

※　その他：地方譲与税（地方法人特別譲与税を除く）、地方特例交付金等、減税補填債

※　社会保障関係費・・・地方財政計画における生活保護費、児童保護費、障害者自立支援給付費、老人医療給付費、後期高齢者医療、給付費、介護給付費、児童手当、国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費の合計。

（H22.6　事務局作成）

図表７　今後も増嵩する社会保障関係費

地方は、国民健康保険や介護保険など、国の社会保障制度のほかに、保育所等の社会福祉施設の運営やケースワーカー等の配置、救急医療体制の確保など、地方の負担により、地域に密着したきめ細かな住民サービスを幅広く提供しており、その負担は今後も増加。

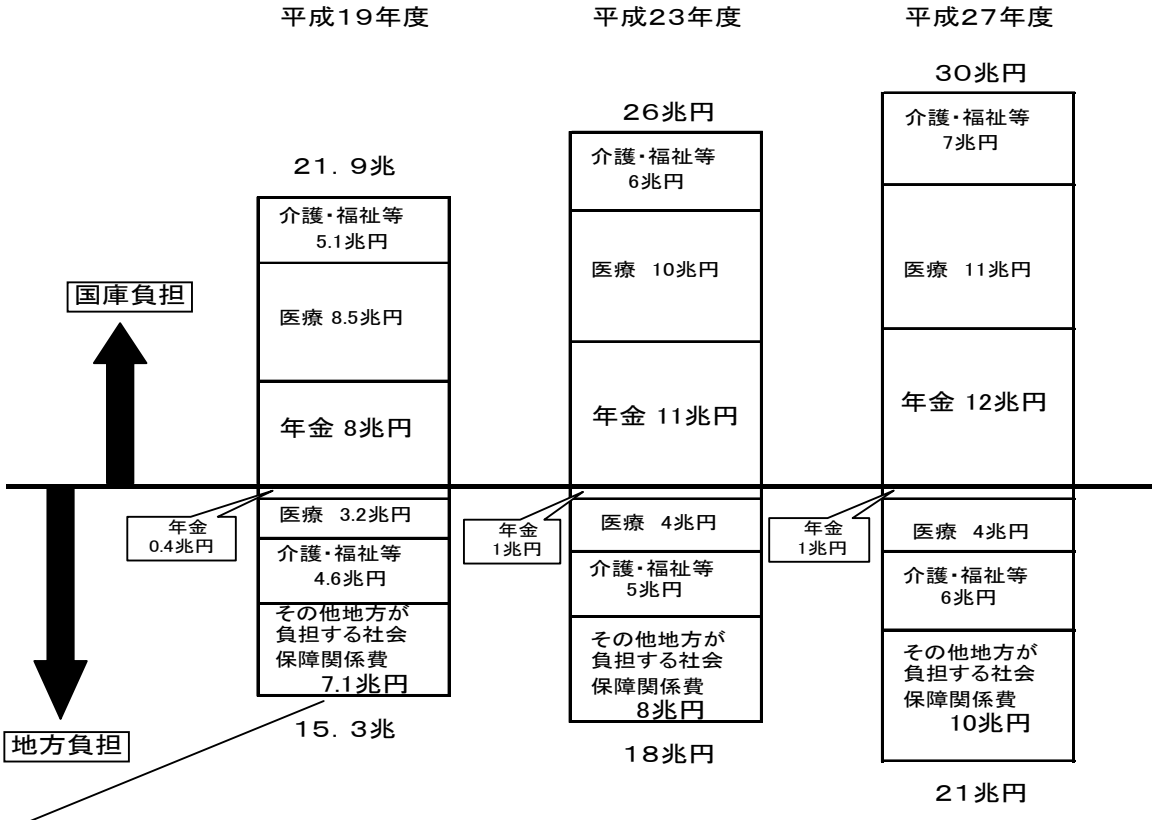

【「その他地方が負担する社会保障関係経費7.1兆円」の内訳】

１　法令に義務付けや実施・設置の根拠となる規定がある事業（義務的な経費）・・・約3.2兆円
- 予防接種(880億円)
- がん検診・がん予防等成人病対策(680億円)
- 乳幼児健康診査(550億円)
- 保育所・幼稚園運営費（5,000億円）
- 障害者自立支援事業（960億円）

２　利用者のニーズを踏まえて全国的に広く実施され定着している事業等　・・・約1.2兆円
- 乳幼児・老人・障害者等医療費助成（6,450億円）
- 児童手当、児童扶養手当（1,050億円）
- 障害者福祉手当（840億円）

３　その他　・・・約2.7兆円
- 新型インフルエンザ対策、難病患者支援等（約1.0兆円）
- 認知症高齢者支援事業、介護実習普及、高齢者安否確認事業等（約6,000億円）
- 家庭児童相談事業、里親事業、児童クラブ等促進事業（約4,000億円）

（H20.12　総務省推計「経済財政諮問会議 鳩山議員提出資料」より）

図表８　全国的に定着した交付税未算入の地方行政サービス

乳幼児医療費助成など国民のニーズを踏まえて全国的に広く実施され、定着している取組みでも、交付税措置されていないものが多い。

事　業　名	20年度決算額（億円）			実施都道府県数	実施市町村数
	都道府県	市町村	合　計		
乳幼児医療費補助金	654	775	1,429	47	1777
ひとり親家庭医療費補助金	251	274	525	47	1777
障害者医療費補助金	1,210	1,157	2,367	47	1777
私立高等学校生徒授業料軽減費補助	294	―	294	47	―
県単警察官職員給与費	343	―	343	40	―
合　　計	2,752	2,206	4,958	―	―

（注）　市町村の決算額は、都道府県との負担割合により推計。

（H22.6　事務局作成）

図表９　国公共事業、地方投資単独事業の大幅減

国公共事業費が 18.3%削減されており、地方における投資事業の重要性がますます増しているにもかかわらず、地方投資単独事業は 15.0%削減されている。

（単位：兆円）

区　分	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	増減額（H22／H15） H15→H22	増減額（H22／H21） H21→H22
地方投資的経費 （地方財政計画ベース）	23.3	21.3	19.7	16.9	15.2	14.8	14.1	11.9	▲11.4　(51.1%)	▲2.2　(84.4%)
うち直轄・補助事業	8.4	7.9	7.3	6.8	6.6	6.5	6.0	5.0	▲3.4　(59.5%)	▲0.9　(83.3%)
うち単独事業	14.9	13.5	12.4	10.1	8.6	8.3	8.1	6.9	▲8.0　(46.3%)	▲1.2　(85.2%)
国公共事業費 （当初予算ベース）	8.1	7.8	7.5	7.2	6.9	6.7	7.1	5.8	▲2.3　(71.6%)	▲1.3　(81.7%)

（H22.5　事務局作成）

図表10　地方財政計画を割り込む地方税収

平成 20 年度の地方財政計画上の税収見込額については、景気後退の影響により、現実の決算額との間において、15,988 億円の不足が生じた。平成 21 年度においても、３月末収入額等をベースに決算額を推計すると、約 1.5 兆円もの不足が生じる見込みで、３年連続計画割れになる見込み。

（単位：億円）

税目		20年度 地財計画額	20年度 決算額	対20地財 増減額	対20地財 増減率	21年度 地財計画額	21年度 決算推計額	対21地財 増減額	対21地財 増減率
道府県税	個人県民税	50,292	49,589	▲ 703	▲ 1.4	49,843	48,746	▲ 1,097	▲ 2.2
	法人二税	69,237	60,013	▲ 9,224	▲ 13.3	37,916	32,678	▲ 5,238	▲ 13.8
	地方消費税	25,155	24,741	▲ 414	▲ 1.6	25,464	24,440	▲ 1,024	▲ 4.0
	その他（利子割を含む）	43,719	41,687	▲ 2,032	▲ 4.6	40,995	38,951	▲ 2,044	▲ 5.0
	道府県税計	188,403	176,030	▲ 12,373	▲ 6.6	154,218	144,815	▲ 9,403	▲ 6.1
市町村税	市町村民税	101,890	98,757	▲ 3,133	▲ 3.1	93,211	87,802	▲ 5,409	▲ 5.8
	固定資産税	87,962	87,443	▲ 519	▲ 0.6	88,148	87,589	▲ 559	▲ 0.6
	都市計画税	12,049	12,250	201	1.7	12,202	12,288	86	0.7
	その他	14,399	14,235	▲ 164	▲ 1.1	14,081	13,765	▲ 316	▲ 2.2
	市町村税計	216,300	212,685	▲ 3,615	▲ 1.7	207,642	201,558	▲ 6,084	▲ 2.9
地方税計		404,703	388,715	▲ 15,988	▲ 4.0	361,860	346,373	▲ 15,487	▲ 4.3

（注）1.　「地方財政計画額ベース」とは、超過課税分、法定外税及び法人道府県民税に係る利子割還付分を控除した額である。
2.　「個人県民税」は、均等割・所得割、配当割、株式等譲渡所得割の合計である。
3.　「法人二税」は、道府県民税（法人均等割、法人税割）及び法人事業税の合計である。
4.　21年度決算推計額は、前年度における3月末収入額と決算額の割合を乗じて推計（なお、市町村税は地方財政計画における決算見込額により推計）。

（H22.6　事務局作成）

図表11　制度創設・改正に伴う地方の負担増

新たな制度創設や制度改正に伴い、国から地方への負担転嫁や一方的な地方負担の義務付けが発生。

項　目		事　業　名　等	負担増の内容
1	本来国が担うべき負担を地方に転嫁したもの	新型インフルエンザワクチン接種経費	都道府県負担1/4、市町村負担1/4
		肝炎治療特別促進事業	都道府県負担　1/2
		病床転換助成事業交付金	都道府県負担　5/27
		石綿健康被害拠出金事業	都道府県負担　1/4
		抗インフルエンザウィルス薬備蓄経費	都道府県負担1/2、都道府県超過負担
2	国の一方的な都合により地方の負担割合を変更したもの	後期高齢者医療保険基盤安定負担金	都道府県負担　1/4→3/4
		病児・病後児保育事業	地方負担　1/2→2/3
		地域子育て支援拠点事業	地方負担　1/2→2/3
		自立支援医療費	地方負担　1/4→1/2
		特定健康診査等負担金	地方負担　0→2/3
		心身障害者扶養共済制度	地方負担　0→1/2
		放課後子どもプラン推進事業	地方負担　0→2/3
		スクールカウンセラー活用事業	県負担　1/2→2/3
		学校支援地域本部事業	地方負担　0→2/3
		地域ぐるみ学校安全体制整備推進事業	地方負担　0→2/3
		スクールソーシャルワーカー活用事業	地方負担　0→2/3
		家庭教育支援基盤形成事業	地方負担　0→2/3
3	国が制度どおりの負担を行っていないもの	特定疾患治療研究事業	都道府県超過負担
		小児慢性特定疾患治療研究事業	都道府県超過負担
		生活保護費等負担金	都道府県超過負担
		地域生活支援事業	都道府県超過負担
		特別支援就学奨励費補助事業	都道府県超過負担

（H22.5　事務局作成）

図表12　決算額と大幅に乖離する義務的経費の交付税措置額

義務的経費において、基準財政需要額と決算額の間に少なくとも約 2.7 兆円もの大きな乖離が存在。

交付税措置額と決算額の乖離

（単位：億円）

区分	乖離額	備考
難病治療研究	393	H20都道府県決算
生活保護	441	H20都道府県・H19市町村決算
警察官給与	1,562	H20都道府県決算
義務教員給与	2,770	H20都道府県決算
警察装備	89	H20都道府県決算
国直轄施設維持管理（国道）	251	H20都道府県決算
国直轄施設維持管理（河川）	402	H20都道府県決算
病院事業繰出	1,645	H20都道府県決算
公債費	19,007	H20都道府県・H19市町村決算
合計	26,560	

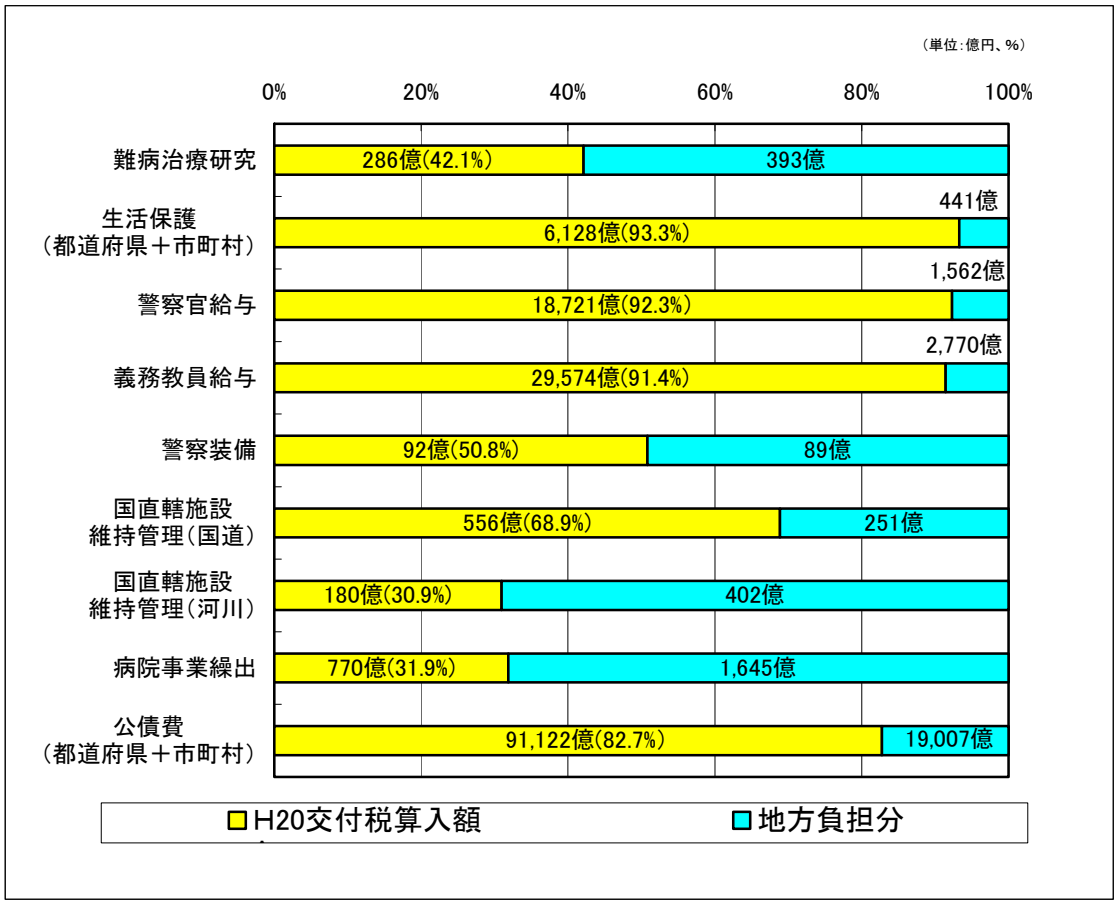

（注）決算額･･･H20都道府県決算額

交付税算入額･･･H20基準財政需要額

生活保護費･･･都道府県（H20決算額）＋市町村（H19決算額）

病院事業繰出金･･･特別交付税分を含む。

公債費･･･都道府県（H20決算額）＋市町村（H19決算額）

但し、公債費については、都道府県分・市町村分ともに留保財源相当額を除く。

（H21.11　全国知事会作成）

図表13　老朽化が進む道路橋りょう

建設後 50 年以上が経過した道路橋りょうは、2010 年時点では約 3,600 箇所（11%）だが、2030 年には、17,800 箇所（54%）、約５倍に急増する。

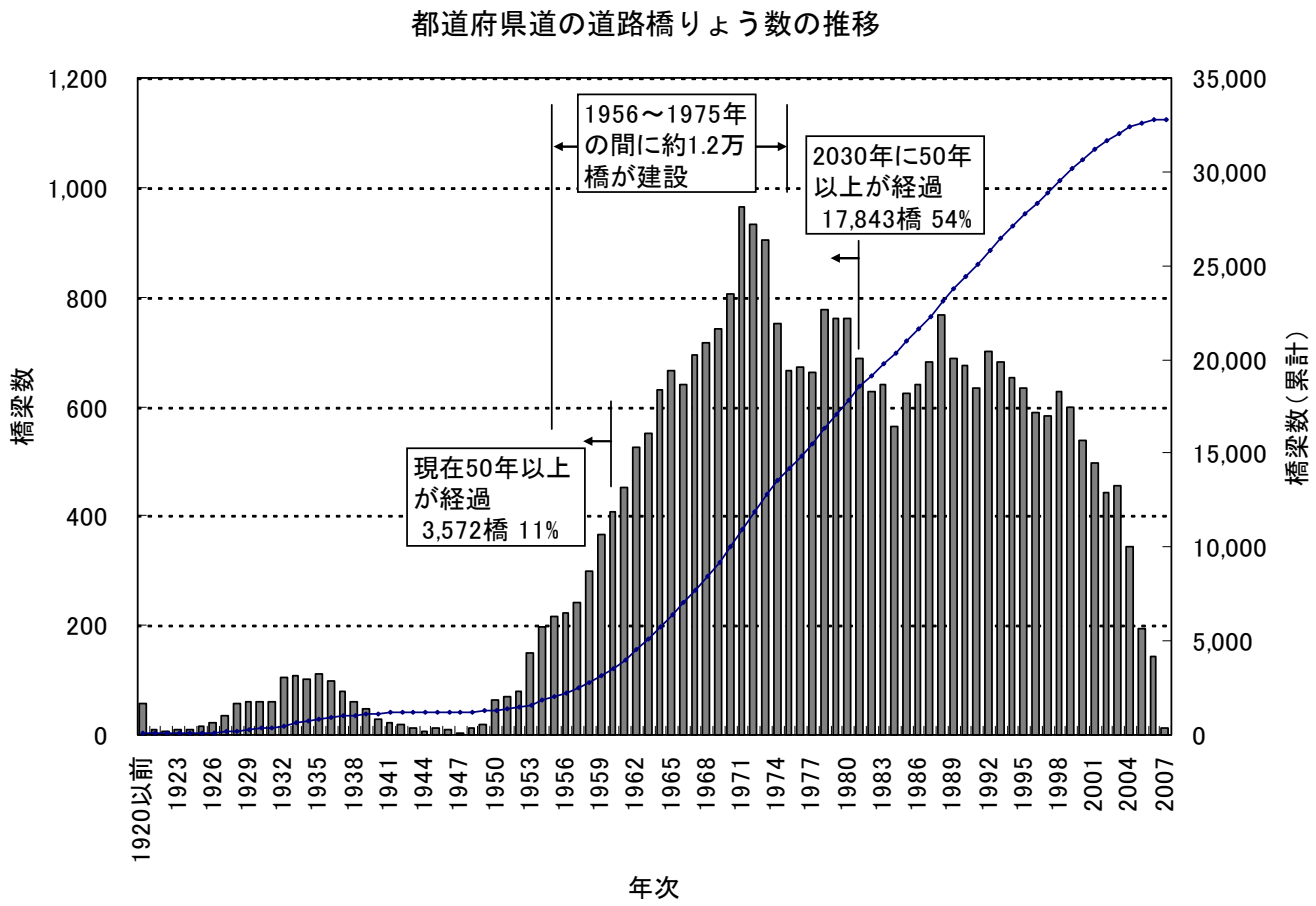

H19.4.1　道路施設状況調査「橋梁現況調査」（国土交通省）より
（※年代不明分を除く）

50 年以上が経過している都道府県道における道路橋りょうの割合

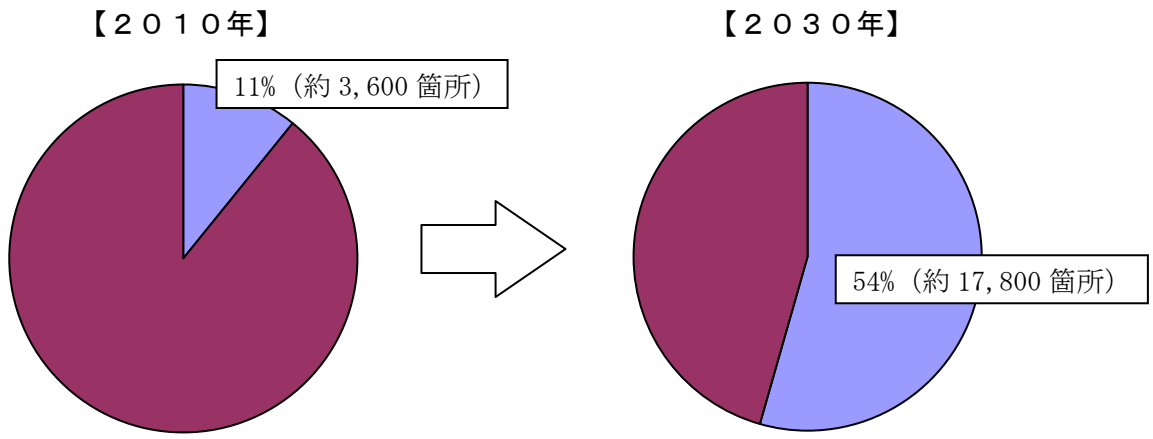

図表14　国の補正予算で措置された基金事業にかかる地方負担

平成 20 年度、平成 21 年度補正予算における国の経済対策により、地方において複数年度にまたがる事業のための基金が造成されたが、こうした事業のために毎年度新たに地方負担が約 1,300 億円必要となっている。

名　　称	期間（年）	基金造成額（億円）	地方負担見込み（億円/年）	備　考
障害者自立支援対策臨時特例基金（H20補正）	3	650	108	事業費の半分程度に地方負担が1/2発生
安心こども基金（H20補正）	2	1,000	500	標準的な負担割合が国1/2、地方1/2であり、国庫と同額の地方負担が毎年発生
安心こども基金（H21補正）	2～3※	1,500	500	
社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（H21補正）	3	1,062	177	標準的な負担割合が国1/2、地方1/4であり、国庫の半分程度の地方負担が毎年発生
医療施設の耐震化のための基金（H21補正）	2	1,222	0	事業者負担（1/2）の軽減を図る場合に地方負担が発生
地域医療再生基金（H21補正）	5	3,100	0	基金事業終了後の事業継続が事実上求められており、毎年600億円程度の地方負担が発生
その他の基金	―	19,579	0	地方負担なし（H20補正分5,145億円 H21補正分14,434億円）
合　　計	―	28,113	1,285	―

※　一部事業については平成26年度まで

（H21.7 全国知事会作成）

図表15　臨時財政対策債の推移

地方税収の落ち込み等により、臨時財政対策債の発行額が増加している。これに伴い、将来の償還額が増加する見込み。

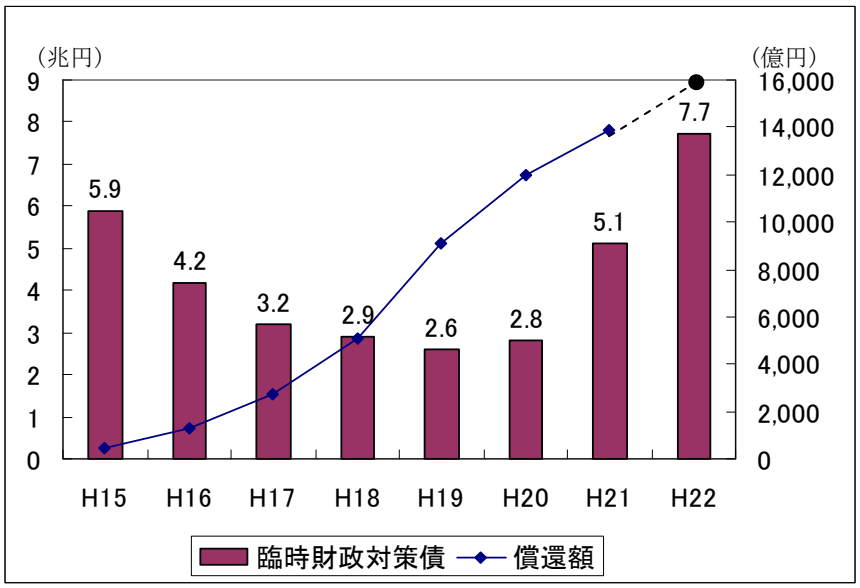

（注）償還額は、基準財政需要額に算入された額（理論値）。

（H22･5　事務局作成）

図表16　職員数10万人、決算額10兆円にのぼる国の地方支分部局

主な国の地方支分部局の職員数は、平成 20 年で約９万５千人、18 年度決算額は約９兆６千億円となっている。

省庁名	機関名	20年末定員（人）	18年決算（百万円）
内閣府	沖縄総合事務局	996	143,043
総務省	総合通信局	1,436	14,993
法務省	法務局	10,823	147,996
厚生労働省	地方厚生局	1,520	6,585
	都道府県労働局	22,245	642,322
	中労委地方事務所	30	357
農林水産省	地方農政局	15,347	980,088
	森林管理局	4,796	153,096
	漁業調整事務所	179	2,031
経済産業省	経済産業局	1,886	129,489
国土交通省	地方整備局	21,567	6,404,731
	北海道開発局	5,648	837,738
	地方運輸局	4,418	46,650
	地方航空局	4,538	126,953
環境省	地方環境事務所	407	12,584
合　　計		95,836	9,648,656

（H20.12　地方分権改革推進委員会「第２次勧告」参考資料」より）

図表17　自動車関係諸税収入の状況

平成 22 年度当初予算における自動車関係諸税収入額は、国・地方を併せて約 4.7 兆円で、その約半分が上乗せ相当分となっている。

（単位：億円）

税目等		H22収入		財源の帰属等
		税収	うち上乗せ相当分	
国	揮発油税	25,760	(12,880)	地方への交付金、補助金として一部交付
	自動車重量税	4,470	(1,726)	
	計	30,230	(14,606)	
地方	地方揮発油譲与税	2,777	(427)	都道府県・政令市　58% 市町村　42%
	自動車重量譲与税	3,090	(1,711)	市町村
	自動車取得税	2,286	(729)	都道府県・政令市　30% 市町村　70%
	軽油引取税	8,432	(4,492)	都道府県・政令市
	計	16,585	(7,359)	
国・地方　合計		46,815	(21,965)	

(H22.5　事務局作成)